

# 温暖化阻止へ

## 省エネ法改正と動き出した「国内クレジット制度」

エネルギー  
使用量

### 工場、事業場ごとの管理から 企業全体での管理へ

### 大企業と中小企業が共同で省エネ

この4月から新しい省エネ法が施行され、21年度中に企業全体の年間エネルギー使用量を把握。来年度からは、これを経済産業省に届け出るとともに事業所内に、エネルギー管理の統括者や管理者などを置いて、同省に定期的に報告、中長期の計画書作りも行うことになりました。また、

CO<sub>2</sub>削減のため国は昨年秋に「国内クレジット」制度を創設、参加者を募集しています。これは中小企業等が、大企業等から技術や資金援助を受けてCO<sub>2</sub>などの削減設備を導入、それにより国全体のエネルギー使用の効率化を目指すものです。



#### 省エネ法とは

省エネ法とは、正式には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」。石油危機後の1979年に制定され、燃料・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場に対し、工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければならない、などとされていました。

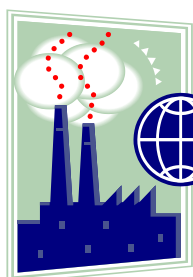
#### 改正の主なポイント

今回の改正では、地球温暖化防止を本格的に進めるため、業務、家庭部門の対策も含めて強化しており、工場・事業場単位から、企業全体での管理に変わりました。本社、工場、支店、営業所など企業全体の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単

位で国に届け出て、「特定事業者」の指定を受け、国の“規制”を受けなければなりません。

コンビニなどは一店舗ごとに見れば小さいため、これまでの法律では規制の対象外でしたが、コンビニなどフランチャイズチェーンも「特定連鎖化事業者」として扱われ、全体のエネルギー使用量が 1,500 kℓ以上であれば、事業全体でのエネルギー管理を行わねばならなくなりました。

### エネルギー管理統括者などの創設



特定事業者と特定連鎖化事業者は、「エネルギー管理統括者」や「エネルギー管理企画推進者」を事業所内に置かなければなりません。しかも、統括者は経営に発言権を持つ役員クラスの者とされています。企画推進者とは、この統括者を実務面で補佐する仕事をします。このほか、定期報告書、中長期計画書を企業単位で国に提出する義務もあります。

### 企業全体でのエネルギー使用量の把握

エネルギーの使用量は平成 21 年 4 月から来年 3 月末までの 1 年間記録。結果が 1,500 kℓ以上であれば、企業などは、大阪では近畿経済産業局へ届け、指定を受けます。以下なら届ける必要はありません。

年間エネルギー使用量が 1,500 kℓ以上か以下かと問われても、見当がつかない事業者が多いはずです。そこで、財団法人省エネルギーセンターは、以下のような目安をネット上で公開しています。それによるとー

小売店舗で約 3 万平米以上▽オフィス・事務所で約 600 万 kWh/年以上▽ホテルで客室数 300 から 400 規模以上▽コンビニで 30~40 店舗以上▽ファミリーレストランで 15 店舗以上▽フィットネスクラブで 8 店舗以上ーなど。したがって、中小企業では、業種にもよりますが、該当するところは少なそうです。



なお、年間エネルギー使用量の計算は、使用した燃料・熱・ガス・電気の年間使用量を集計するだけでなく、燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数などを掛けるなどし

て計算します。

簡易計算表があり、下記 URL から入手できます。

[http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03\\_00.xls](http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls)

また、省エネルギーセンターのホームページは

<http://www.eccj.or.jp/>で、ここから「Q&A」などをクリックして、質問サイトから各種の問い合わせができます。

ネット以外での問い合わせ先は以下の通り。

財団法人/省エネルギーセンター（東京都中央区八丁堀 3-10-9）

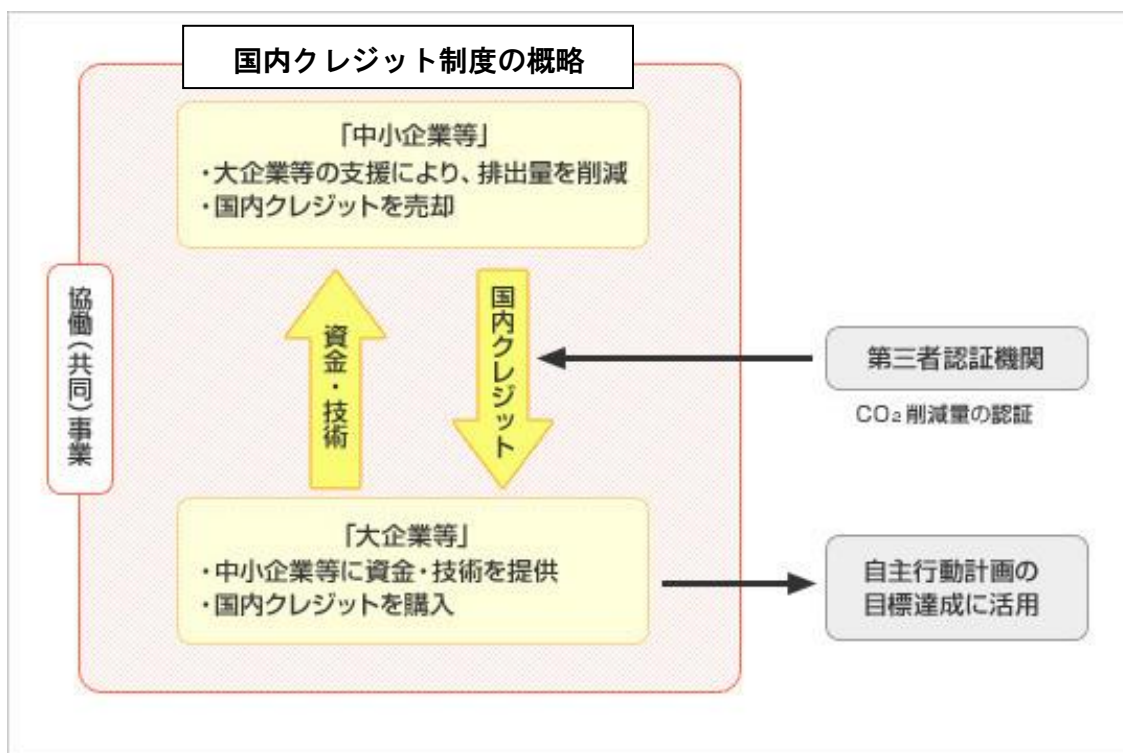
[TEL:03-5543-3016](tel:03-5543-3016) FAX:03-5543-3021

近畿経済産業局エネルギー対策課 [TEL:06-6966-6043](tel:06-6966-6043)

## 国内クレジット制度

中小企業が関係してくるのは、昨年 10 月 21 日創設された「国内クレジット制度」です。

この制度は、京都議定書目標達成計画のなかで規定されています。



その方法は、大企業等に技術や資金を提供してもらって、中小企業等が温室効

果ガス排出抑制の取り組みを行い、その取り組みの結果、得られた排出削減量は、「自主行動計画」の達成を目指す大企業等が行ったものとしてカウントできる仕組みです。

自主行動計画とは、京都議定書に基づき、日本経団連傘下の個別業種などが自主的に策定し、政府による評価・検証を受ける個別業種単位でのCO<sub>2</sub>削減計画のこと。自主行動計画による排出目標量に達しなかった大企業等は、排出権を「国内クレジット制度」のなかで購入することにより、目標の量を達成することができます。

排出削減事業は中小企業に加え、農林業や各種サービス業など民生部門まで幅広い主体を対象にしています。

排出削減を実施する側を「排出削減事業者」（中小企業等）、資金や技術を提供する側を「排出削減事業共同実施者」（大企業等）と呼んでいます。

### **削減量や評価は認証委員会が「認証」**

排出削減量の評価は公正なものでなければならないため、中立的第三者である国内クレジット認証委員会が「認証」（国内クレジット）します。

委員会は民間有識者からなり、経済産業省、環境省などが共同で作った運営規則に基づいて業務を行います。

国は現在、この制度に参加する企業等を募集しています。

### **排出権を売買**

ところで、地球温暖化の原因になるCO<sub>2</sub>などを排出する「排出権」については、京都議定書でCO<sub>2</sub>の国際取引の導入が決まっており、国や企業の間で売買する制度が、欧州など一部先進国で進んでおり、英国のように、市場を作って多くの企業間で売買している国もあります。

あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で、排出する権利を決めて割り振っておき、権利を超過して排出した主体と、権利を下回る主体との間で、その権利を売買します。目標に達しなかった側が購入し、不足分を補ったり、目標を超えた企業等は売却したりで、排出権を売買できます。

排出量の算定の仕方や方法には困難な問題がありますが、この事業を円滑に実施できるようにするため、技術や方法ごとに算定式やモニタリング方法が決

められています。

なお、現時点で認証委員会が有効な排出削減方法として受け付けているものは以下の通りです。

- 1、ボイラーの更新
- 2、ヒートポンプ導入による熱源機器の更新
- 3、工業炉の更新
- 4、空調設備の更新
- 5、間欠運転制御、インバータ制御、または台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入
- 6、照明設備の更新
- 7、コージェネレーションの導入（燃料を燃やして発電すると同時にその熱を暖房や給湯に利用するシステム）

### 省エネ無料診断制度があります

省エネに関心のある中小企業経営者の方は、まず、先月、弊社が「主任研究員レポート」でお知らせした「省エネ無料診断」制度を利用されると便利かと思えます。

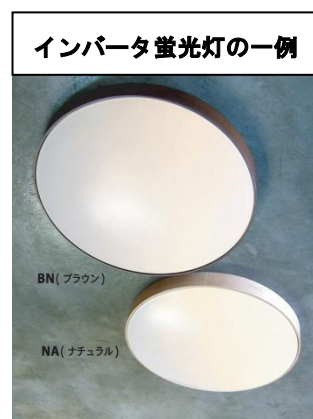
これは、「工場や事務所などの燃料費を削減したい」、「生産システムを改善してエネルギー消費を減らしたい」などといった希望のある中小企業者を、省エネルギーセンター（資源エネルギー庁所管）の専門家が訪れ、設備、機器類の点検をして、エネルギー経費削減やCO<sub>2</sub>抑制についてアドバイスし、事業計画作りも支援してくれる制度です。ただ、原則、1ヶ月の電気、ガス、燃料費の合計が50万円以上の企業などが対象です。

なお、排出削減設備を導入する中小企業には、設備導入にかかる費用の半分以上を国が支援してくれます。

### これまでの国内クレジットの事例

これまでの国内クレジットの取り組み事例を見ますと以下のようなものがあります。

◎東京大学が大手コンビニから資金提供を受けて、4つのキャンパスにある蛍光灯3万8000台を省電力のインバーター化を実施する



◎島根県益田市の地域医療センター（病院）が中国電力の資金や技術でヒートポンプを導入し、空調熱源設備や照明を更新する

◎北海道の観光ホテルが、北海道電力の支援で温泉施設のヒートポンプを導入、熱源機器を新しいものに更新する

◎会社、大学、銀行などが、大手家電メーカーなどの支援で、施設内における照明設備をインバータ化する一などが見られます。

いずれも3、4年がかりの事業で2012年度までに完了する予定です。

まとめ (株)大阪彩都総合研究所  
橋本 剛